

就業不能サポート制度					
	<p>(*3) 治療を目的とした入院 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。</p> <p>(*4) 自宅療養 「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。</p>				
	<p>＜特定精神障害給付金について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定精神障害給付金をお支払いする場合 「第1回の特定精神障害給付金」をお支払いする場合 この特約の被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに、不支給期間を超えて継続したとき 「第2回以降の特定精神障害給付金」をお支払いする場合 この特約の被保険者のこの特約の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき</li> <li>●「特定就業不能状態」とは 「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) その被保険者についてのこの特約の加入日（＊）以後の就業不能状態であること</li> <li>(イ) その被保険者についてのこの特約の加入日（＊）以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること</li> <li>(ウ) その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること</li> </ul> </li> <li>●「特定精神障害」とは 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="279 920 1508 1190"> <thead> <tr> <th>分類項目</th><th>分類番号（＊5）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>症状性を含む器質性精神障害 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 気分〔感情〕障害 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 成人の人格及び行動の障害 心理的発達の障害 小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害</td><td>F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く) F20-F29 F30-F39 F40-F48 F50-F59(ただし、F52、F54およびF55を除く) F60-F69 F80-F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く) F90-F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)</td></tr> </tbody> </table>	分類項目	分類番号（＊5）	症状性を含む器質性精神障害 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 気分〔感情〕障害 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 成人の人格及び行動の障害 心理的発達の障害 小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く) F20-F29 F30-F39 F40-F48 F50-F59(ただし、F52、F54およびF55を除く) F60-F69 F80-F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く) F90-F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)
分類項目	分類番号（＊5）				
症状性を含む器質性精神障害 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 気分〔感情〕障害 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 成人の人格及び行動の障害 心理的発達の障害 小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く) F20-F29 F30-F39 F40-F48 F50-F59(ただし、F52、F54およびF55を除く) F60-F69 F80-F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く) F90-F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)				
給付金に関するご注意（つづき）	<p>●「不支給期間」とは 「不支給期間」とは、特定就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、特定精神障害給付金の支払いの対象とならない期間です。</p> <p>●「特定支払基準日」とは (ア) 第1回特定支払基準日 第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日（第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。） (イ) 第2回以降の特定支払基準日 第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。） (＊5) 以下の分類番号に該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払い対象とはなりません。</p> <table border="1" data-bbox="279 1572 1508 1976"> <thead> <tr> <th>分類項目</th><th>分類番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルツハイマー病の認知症 血管性認知症 他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症 詳細不明の認知症 他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的原因 性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの 依存を生じない物質の乱用 会話及び言語の特異的発達障害 学習能力の特異的発達障害 運動機能の特異的発達障害 混合性特異的発達障害 小児＜児童＞期に特異的に発症する情緒障害 小児＜児童＞期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害 小児＜児童＞期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害</td><td>F00 F01 F02 F03 F54 F52 F55 F80 F81 F82 F83 F93 F94 F98</td></tr> </tbody> </table> <p>給付金に関するご注意</p> <p>●一つの継続した就業不能状態とみなす場合 被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態（以下「先発就業不能状態」といいます。）に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態（以下「後発就業不能状態」といいます。）に再び該当した場合で、次の（ア）、（イ）および（ウ）のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて一つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします（先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金は支払いません。）。</p>	分類項目	分類番号	アルツハイマー病の認知症 血管性認知症 他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症 詳細不明の認知症 他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的原因 性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの 依存を生じない物質の乱用 会話及び言語の特異的発達障害 学習能力の特異的発達障害 運動機能の特異的発達障害 混合性特異的発達障害 小児＜児童＞期に特異的に発症する情緒障害 小児＜児童＞期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害 小児＜児童＞期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F00 F01 F02 F03 F54 F52 F55 F80 F81 F82 F83 F93 F94 F98
分類項目	分類番号				
アルツハイマー病の認知症 血管性認知症 他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症 詳細不明の認知症 他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的原因 性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの 依存を生じない物質の乱用 会話及び言語の特異的発達障害 学習能力の特異的発達障害 運動機能の特異的発達障害 混合性特異的発達障害 小児＜児童＞期に特異的に発症する情緒障害 小児＜児童＞期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害 小児＜児童＞期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F00 F01 F02 F03 F54 F52 F55 F80 F81 F82 F83 F93 F94 F98				
	<p>(ア) 先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたとき (イ) 先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき (ウ) 後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複して支払いません。</li> <li>●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複して支払いません。</li> <li>●就業不能給付金と特定精神障害給付金の支払事由が同月内に生じている場合 被保険者に、就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき（特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります）には、就業不能給付金を支払いません。 就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。</li> <li>●所定の就業不能状態に該当後、保険契約から脱退となった場合 保険契約者と引受保険会社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の（ア）から（ウ）の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約（または特約）が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。 (ア) この保険契約（または特約）の保険期間が満了し、保険契約（または特約）が更新されないと (イ) この保険契約（または特約）が解約されたとき (ウ) その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。 (＊) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</li> </ul>				

就業不能サポート制度	
給付金に関するご注意（つづき）	<p>給付金に関するご注意（つづき）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「不支給期間」とは 「不支給期間」とは、特定就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、特定精神障害給付金の支払いの対象とならない期間です。</li> <li>●「特定支払基準日」とは (ア) 第1回特定支払基準日 第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日（第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。） (イ) 第2回以降の特定支払基準日 第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。） (＊5) 以下の分類番号に該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払い対象とはなりません。</li> </ul>
指定代理請求者について	<p>給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。 (注) 「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>被保険者の直系血族</li> <li>被保険者の兄弟姉妹</li> <li>被保険者の3親等内の親族</li> <li>次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。</li> </ol> <p>A. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事実にある方など）で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人を除く） お支払いした給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 ＊給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。 ＊給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>

引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。